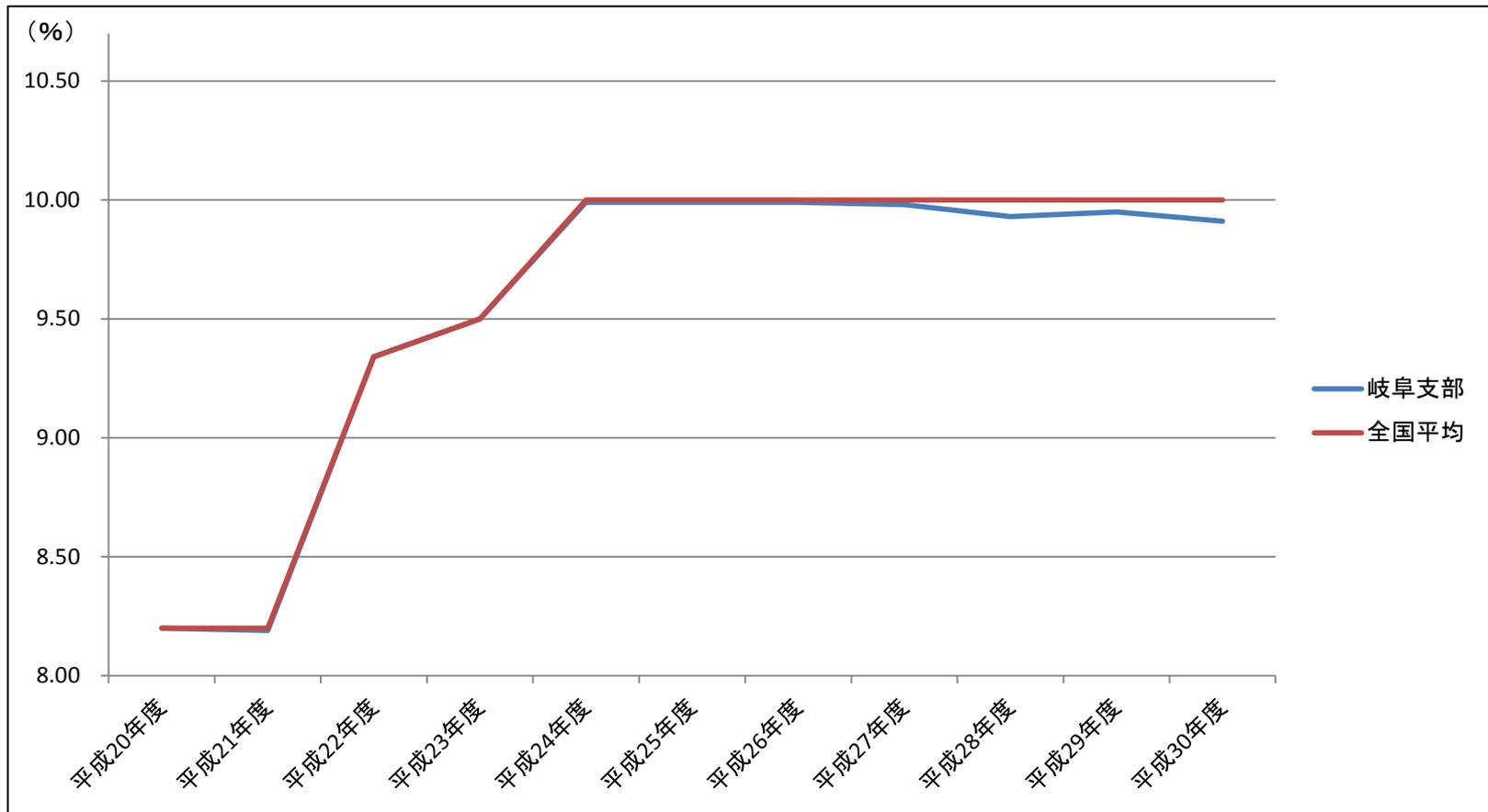


平成31年度保険料率について

これまでの健康保険料率の推移（協会けんぽ発足以降）

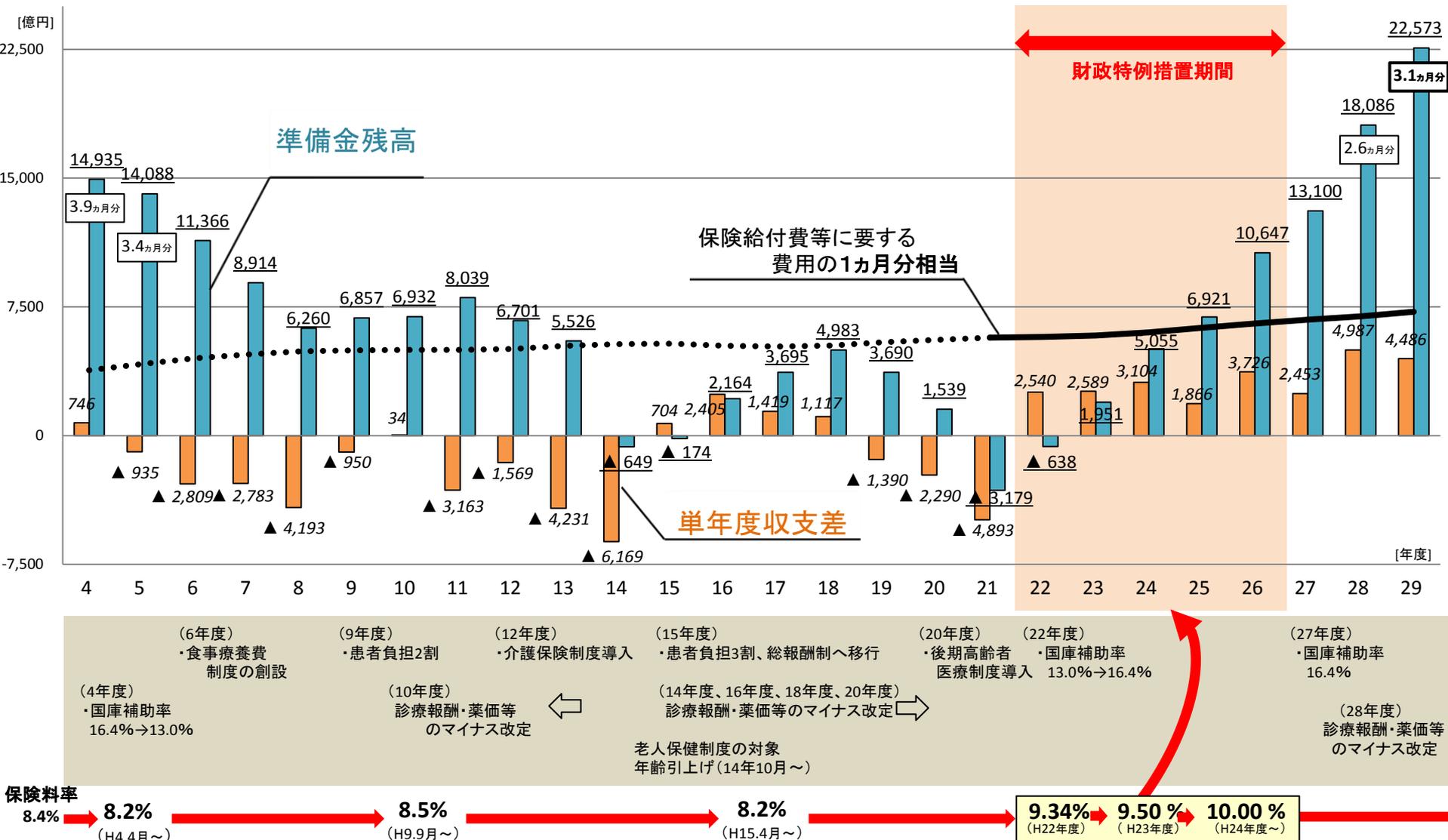
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
岐阜支部	8.20	8.19	9.34	9.50	9.99	9.99	9.99	9.98	9.93	9.95	9.91
全国平均	8.20	8.20	9.34	9.50	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00

(単位: %)



単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

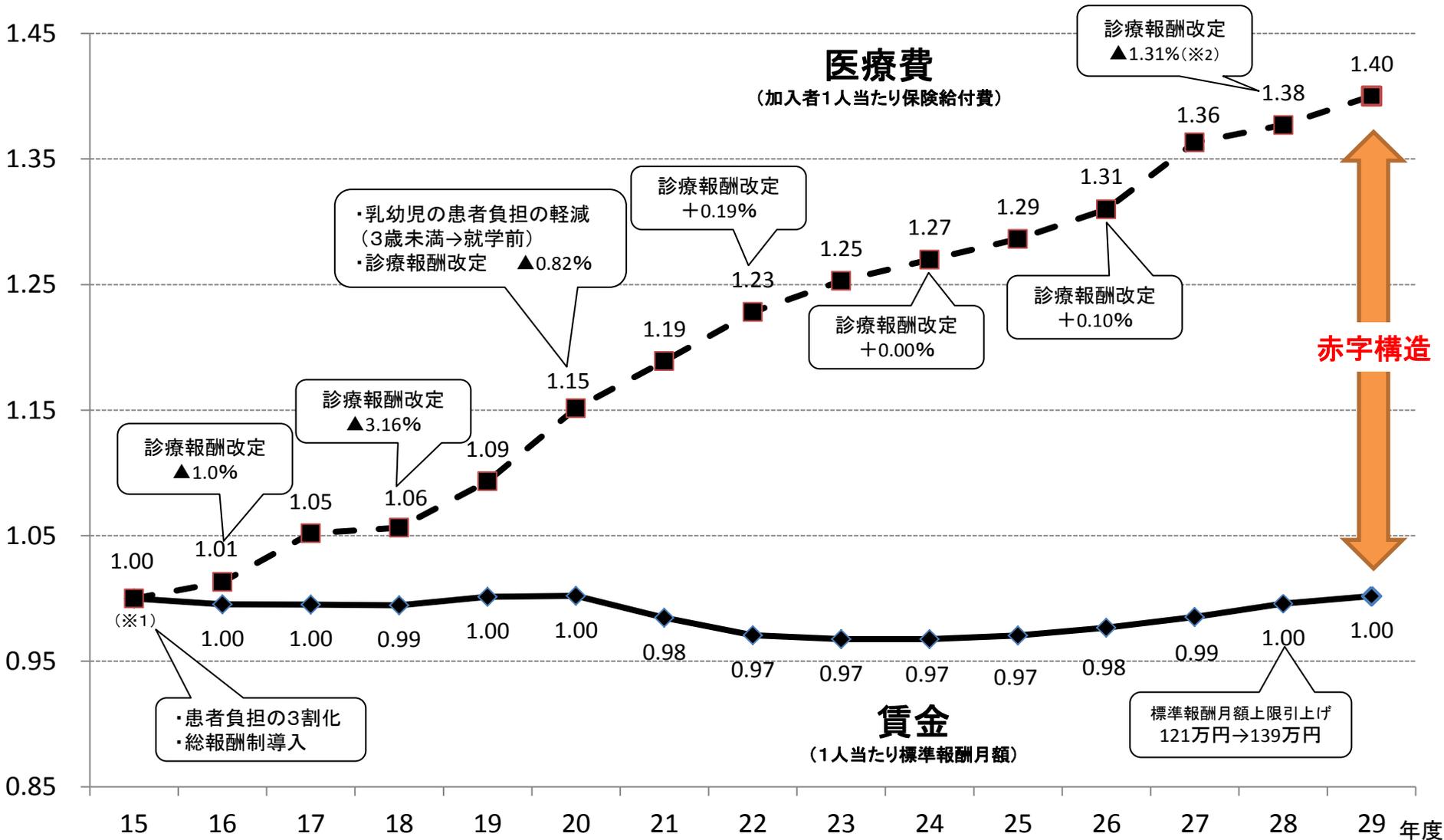
- 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。



(注) 1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

協会けんぽの保険財政の傾向

● 近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造。



(※1) 数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したもの。

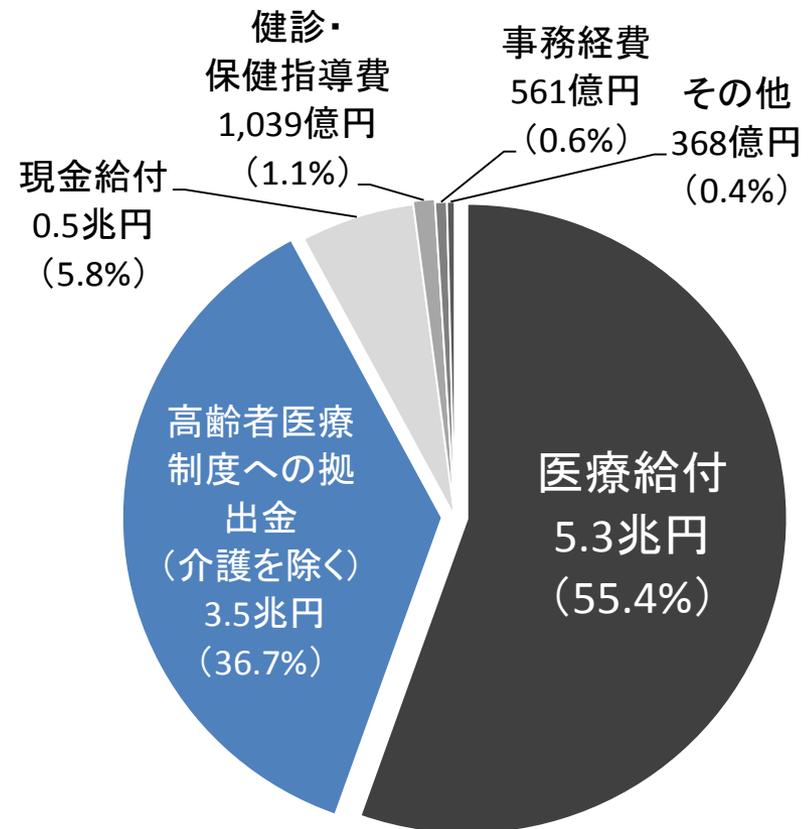
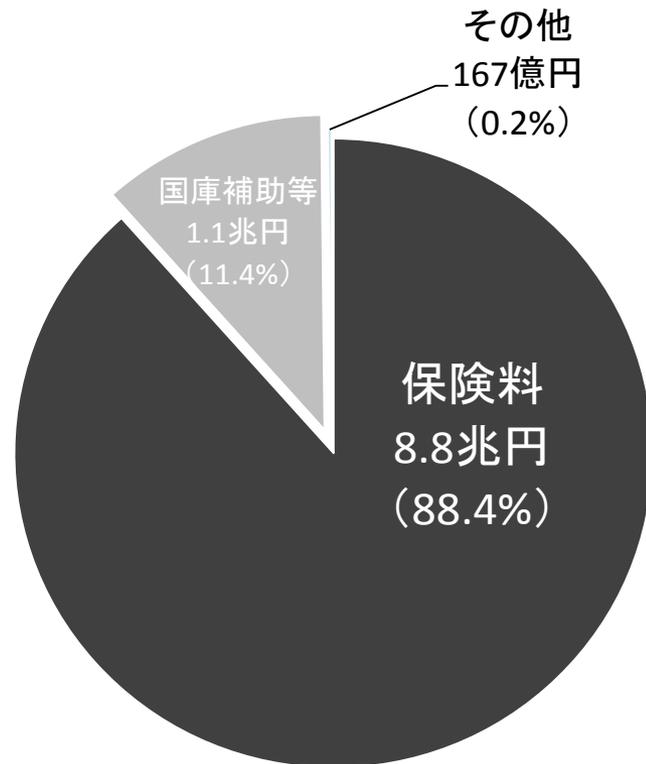
(※2) ▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

協会けんぽの財政構造(平成29年度決算)

- 協会けんぽ全体の支出は約9.5兆円だが、その約4割(約3.5兆円)が高齢者医療への拠出金に充てられている。

収入 9兆9,485億円

支出 9兆4,998億円



1. 平均保険料率

平成30年10月25日
平成30度第3回全国健康保険協会
岐阜支部評議会資料1-1

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの平成29年度決算は、収入が9兆9,485億円、支出が9兆4,998億円、収支差は4,486億円と、収支差は前年度に比べてマイナス500億円となったものの、準備金残高は2兆2,573億円で給付費等の3.1か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会においては、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、日本年金機構における適用対策、後期高齢者支援金の総報酬割への移行などの効果によるものと考えられる。
- ✓ 一方で、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれており、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：

「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

《現状・課題》

- ✓ 激変緩和措置の解消期限は、「平成32年3月31日」（平成31年度末）とされている。これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成30年度の激変緩和措置率は7.2/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。
なお、平成30年度から本格実施（保険料率にも反映）するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。

【論点】

- 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

3. 保険料率の変更時期

《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 平成31年度保険料率の変更時期について、平成31年4月納付分（3月分）からでよいか。

平成31年保険料率に関する支部評議会における主な意見

平成30年10月から平成30年11月にかけて開催した各支部評議会での意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要

意見書の提出なし .. 9支部

意見書の提出あり .. 38支部

- | | |
|--------------------------|------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 18支部 |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 13支部 |
| ③ 平均保険料率を引き下げるべきという支部 | 6支部 |
| ④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし) | 1支部 |

※ 激変緩和措置については計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

岐阜支部評議会での主な意見

- 平均保険料率は10%維持で良い。
- 一度保険料率を下げると、次に上げるときに大変。
ただ、4,500億円も黒字があるのになぜ下げることができないのかという意見は、一般の方からはあるかもしれない。
- シミュレーション(注)によると、10%維持だと10年は法定準備金残高が1か月分を割り込むことはないため、10%を維持しても問題ないと思う。

(注)2020年以降の賃金上昇率が、「Ⅰ:低成長ケース×0.5」「Ⅱ:0.6%」のシミュレーション
(「Ⅲ:0%」のシミュレーションでは2026年に法定準備金残高は1か月分を割り込む)

平成31年保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

1. 平均保険料率

- 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。
- 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。
- 2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。
- 医療機関等への受診者の増加及び1人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることには疑問を感じる。
- 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。
- 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられないことがないよう、国に訴えていかなければならない。
- 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3. 保険料率の変更時期

平成31年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなかった。

平成31年度都道府県単位保険料率について

平成31年度都道府県保険料率のポイント

- 全国平均保険料率は10%に維持
- 激変緩和率は8.6／10に拡大(平成30年度は7.2／10)
- 4月納付分(3月賦課)分の保険料より変更

参考:都道府県単位保険料率の算出方法

①所得調整・年齢調整

保険料率は各支部の医療費を賄うために必要な料率(第1号保険料率:各支部毎に設定)と、現金給付費、高齢者医療制度への拠出金などに必要な料率(第2号保険料率:全国共通)、業務経費などに必要な料率(第3号保険料率:全国共通)で構成されます。全国一律ではなく都道府県毎に保険料率を設定する目的は、「医療費の地域差」を反映させることにありますが、「所得水準の違い(所得調整)」、「年齢構成の違い(年齢調整)」については各支部間で財政調整を行います。

②激変緩和措置

平成20年10月の協会けんぽ設立以前は全国一律の保険料率となっていました。都道府県毎の医療費への移行にあたり、急激な保険料率の上昇がないよう配慮し、円滑な移行を図るため、一定期間は激変緩和措置を講じ、都道府県間の縮小させることになっています。なお、激変緩和措置は当初設立後5年間で解消することになっていましたが、現在は平成32年3月31日までに解消することになっています。

③収支差の清算

保険料率を算出する際に使用する「総報酬額」「加入者数」「総医療給付費」などは、過去の実績を考慮し算出した「見込み」を使用します。このため決算により発生した収支差を2年後の保険料率で清算します。(平成31年度保険料率は平成29年度保険料率の収支差を清算します。)

協会けんぽの収支見込み(医療分)

(単位：億円)

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> 拠出金等対前年度比 ▲ 5 + 1,455 } + 1,450 ▲ 206 </div>
	老人保健拠出金	0	-	-	
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率
準備金残高		22,573	27,979	33,169	31年度均衡保険料率： 9.46%

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

平成31年度協会けんぽの収支見込み(医療分)について

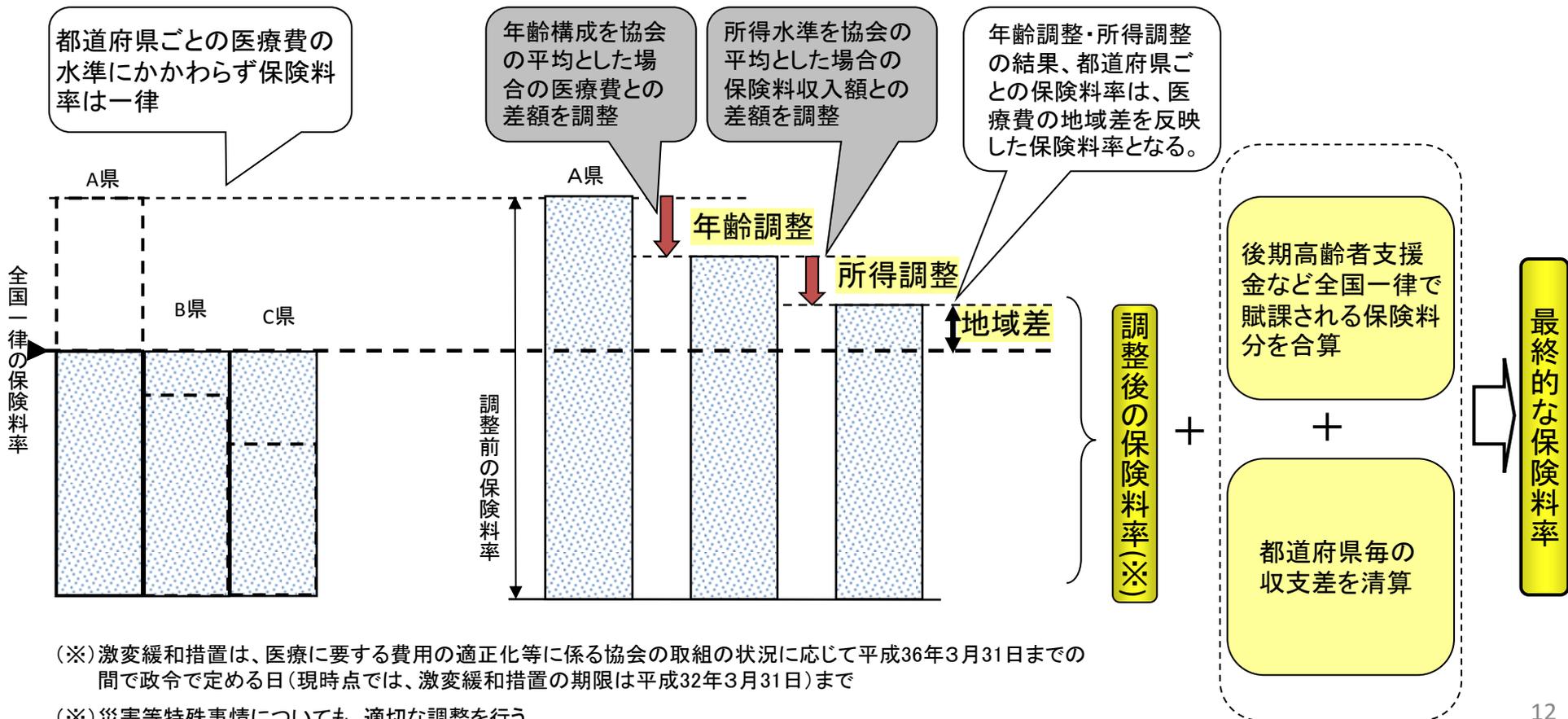
- ※ 平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案を踏まえて算出
- ※ 被保険者数増加や標準報酬月額上昇等により収入は前年度比+5,939億円
- ※ 加入者数増加や一人当たり給付費の増加、高齢者医療の伸びによる拠出金の増加等により、支出は前年度比+6,155億円

協会けんぽの都道府県単位保険料率設定のイメージ

- 協会けんぽでは「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定している。
- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率
(平成20年9月まで)

都道府県単位保険料率(平成20年10月から):年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



平成30年度の都道府県単位保険料率

● 全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.61%、最低は新潟県の9.63%である。

北海道	10.25%	石川県	10.04%	岡山県	10.15%
青森県	9.96%	福井県	9.98%	広島県	10.00%
岩手県	9.84%	山梨県	9.96%	山口県	10.18%
宮城県	10.05%	長野県	9.71%	徳島県	10.28%
秋田県	10.13%	岐阜県	9.91%	香川県	10.23%
山形県	10.04%	静岡県	9.77%	愛媛県	10.10%
福島県	9.79%	愛知県	9.90%	高知県	10.14%
茨城県	9.90%	三重県	9.90%	福岡県	10.23%
栃木県	9.92%	滋賀県	9.84%	佐賀県	10.61%
群馬県	9.91%	京都府	10.02%	長崎県	10.20%
埼玉県	9.85%	大阪府	10.17%	熊本県	10.13%
千葉県	9.89%	兵庫県	10.10%	大分県	10.26%
東京都	9.90%	奈良県	10.03%	宮崎県	9.97%
神奈川県	9.93%	和歌山県	10.08%	鹿児島県	10.11%
新潟県	9.63%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.93%
富山県	9.81%	島根県	10.13%	※ 全国平均では10.00%	

平成31年度岐阜支部保険料率について

■料率の見込み

(単位: %)

		全国平均	岐阜支部
共通保険料率(A+B-C)		4.82	
(内訳)	A: 第2号保険料率 (高齢者医療への拠出金、現金給付費等)	(3.99)	
	B: 第3号保険料率 (業務・一般経費、準備金積立て等)	(0.89)	
	C: 収入等見込額相当率	(0.06)	
第1号保険料率(医療給付費)【調整前】		5.18	5.07
第1号保険料率【年齢調整・所得調整後】			5.05
保険料率【激変緩和措置前】		10.00	9.87
保険料率【激変緩和措置後】			9.89
平成29年度岐阜支部収支差の清算		—	▲0.03
保険料率【収支差清算後】		10.00	9.86

※ 激変緩和率及び震災に伴う波及増の告示額が平成31年1月下旬に確定するため暫定版。

※ 健康保険法の規定により、都道府県単位保険料率の変更については、支部評議会での意見を聴いた上で、支部長が理事長に対して意見の申し出を行う。

平成31年度岐阜支部保険料率の算出方法について

①第1号保険料率(支部の医療費を賄うために必要な保険料率)

H31医療給付費見込み (国庫補助分除く)	年齢調整額	所得調整額	第1号保険料率 (激変緩和前)			
94,415,640,917円 (料率換算 5.07%)	+	549,373,689円 (料率換算 0.03%)	+	(-859,539,107)円 (料率換算 ▲0.05%)	=	5.05% (H30:5.05%)

H31総報酬額(見込み) 1,862,759,899,211円

②第2号保険料率(高齢者医療制度への拠出金、現金給付費など)

第2号保険料率 (全国共通)	3.99% (H30:4.07%)
-------------------	-----------------------------

③第3号保険料率(業務・一般経費、準備金積立てなど)

第3号保険料率 (全国共通)	0.89% (H30:0.79%)
-------------------	-----------------------------

④激変緩和前保険料率(①+②+③-0.06%) (平成29年度都道府県毎の収支清算除く) (収支差の清算)

9.87% (H30:9.88%)

①' 激変緩和後の第1号保険料率 (激変緩和率 8.6/10)

第1号保険料率の 全国平均	+	①	第1号保険料率の 全国平均	-	5.18%	+	(5.05% - 5.18%)	×	0.86	=	激変緩和後の 第1号保険料率
					5.18%						5.07%

⑤ 平成29年度岐阜支部収支差の清算

H29収支差	/	H31総報酬額	=	料率換算
536,138,540円		1,862,759,899,211円		0.03%

平成31年度岐阜支部保険料率

①'+②+③-0.06%	-	⑤	=	平成31年度保険料率
9.89%		0.03%		9.86%
				(H30:9.91%)

平成31年度保険料率の他支部との比較

平成31年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.75	1
10.31	2
10.30	1
10.24	2
10.22	1
10.21	3
10.19	1
10.18	1
10.16	1
10.15	1
10.14	2
10.13	1
10.10	1
10.07	1
10.03	2
10.02	2
10.00	2
9.99	1
9.95	1
9.92	1
9.91	1
9.90	4
9.88	1
9.87	2
9.86	1
9.84	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.75	1
9.74	1
9.71	1
9.69	1
9.63	1

23

22

岐阜支部

平成31年度都道府県単位保険料率の
平成30年度からの変化(暫定版)

平成30年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.14	+196	1
+0.08	+112	1
+0.07	+98	3
+0.06	+84	1
+0.05	+70	4
+0.04	+56	4
+0.03	+42	2
+0.02	+28	3
+0.01	+14	3
0.00	0	7
▲0.01	▲14	1
▲0.02	▲28	3
▲0.04	▲56	1
▲0.05	▲70	4
▲0.06	▲84	3
▲0.07	▲98	1
▲0.08	▲112	2
▲0.09	▲126	1
▲0.10	▲140	2

22

18

- 注1. 「+」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
 2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

注. 平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の8.6として算定

協会けんぽの収支見込み(介護分)

(単位：億円)

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65%
	国庫補助等	1,174	879	504	30年度保険料率： 1.57%
	その他	0	0	0	31年度保険料率： 1.73%
	計	9,854	9,545	10,673	納付金対前年度比 ⇒ + 122
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

平成31年度協会けんぽの収支見込み(介護分)について

- ※ 介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう算出
- ※ 介護納付金は、被用者保険間の総報酬割の拡大(1/2→3/4)があるものの、介護給付費の増加に加えて、消費税引き上げに伴う介護報酬改定等により前年度比+122億円となる見込み